

## マイナンバーカードの有効期限通知書の 送付漏れについて

市は、マイナンバーカードの所有者に対して、有効期限が切れる約3か月前に送る有効期限通知書の一部に送付漏れがありましたので報告します。

### 1 内容

市民から「有効期限通知書が送付されない」との問い合わせが複数あったことから、マイナンバーカードの委託機関であるJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に確認したところ、市がJ-LISへ送るデータから対象者を漏らしたことにより未送付となっていることが判明しました。

### 2 有効期限通知書の未送付者数（12/19現在、確認できている件数）

2,559件（有効期限が、令和6年12月から令和7年4月まで）

なお、有効期限が令和6年12月以前の方への未送付件数については、現在、確認中です。

### 3 原因

市が、住民記録システムでJ-LISへ送るデータ処理をする際に操作を誤ったことによるもの

### 4 今後の対応

有効期限通知書の準備ができ次第、順次、未送付者へ市から発送します。

### 5 再発防止策

システムのベンダーと調整し、操作誤りをなくすために、住民記録システムと自動で連携できる方法を構築し、再発防止に努めます。

### 6 その他

- マイナンバーカードの申請は平成28年1月から開始
- マイナンバーカードの有効期限
  - 18歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日まで
  - 18歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日まで

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市民協働部窓口サービス課窓口サービス係

電話046・235・8050